

## 船舶事故調査報告書

平成30年1月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年8月9日 08時30分ごろ
発生場所	鹿児島県屋久島町安房港 安房港沖北防波堤東灯台から真方位225°590m付近 (概位 北緯30°19.0′ 東経130°39.7′)
事故の概要	油タンカー第八島光丸は、東進中、防波堤の基礎捨石に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年10月2日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	油タンカー 第八島光丸、198トン 134503、光和海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底外板に凹損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、空倉で、船長が単独で操船に当たり、関門港に向けて安房港の岸壁を離れた。 本船は、安房港の防波堤（北）付近を東進中、突風を受けて左舷方に圧流され、同防波堤の基礎捨石に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約0.7m、船尾約2.6mであった。 船長は、離岸して間もない低速力の状態であったので、突風にあらがえなかったと本事故後に思った。
分析	本船は、安房港内を東進中、離岸して間もない低速力の状態で突風を受けたことから、圧流されて防波堤の基礎捨石に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、安房港内を東進中、離岸して間もない低速力の状態で突風を受けたため、圧流されて防波堤の基礎捨石に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・低速力で航行する際は、圧流に備えて防波堤から十分な距離をとった針路とすること。